

JBMS

国税関係取引書類の検索用QRデータ規格

QR data standard for searching national tax related transaction documents

JBMS-89 : 2019

令和元年 11 月制定
(November, 2019)

一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
Japan Business Machine and Information System Industries Association

ドキュメントマネージメントシステム部会 委員構成表

(部会長)	森	口	亜	紀	アマノセキュアジャパン株式会社
(副部会長)	植	松	航	志	富士ゼロックス株式会社
(副部会長)	宮	脇	崇	裕	リコージャパン株式会社
	千	葉	徳	聰	キヤノン株式会社
	角	田	哲	郎	キヤノンマーケティングジャパン株式会社
	貞	本	幸	宏	キヤノンシステムアンドサポート株式会社
	樽	美	康	一	コニカミノルタジャパン株式会社
	小	林	和	之	富士ゼロックス株式会社
	池ノ谷	和	幸		リコージャパン株式会社
	寺	井	利	央	リコージャパン株式会社
(事務局)	相	原	正	司	一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

標準化センター JBMS 推進専門委員会委員構成表

(委員長)	小	林	誠	コニカミノルタ株式会社
(委 員)	本	橋	敦	株式会社リコー
	白	附	好	富士ゼロックス株式会社
	緒	方	理	キヤノン株式会社
(事務局)	鈴	木	正 敏	一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

規格番号：JBMS-89

制 定：令和元年 11 月 13 日

改 正：－

原案作成：ドキュメントマネージメントシステム部会

審 議：一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センター JBMS 推進専門委員会

制 定：一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センター

この規格についての意見又は質問は、一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センターへお願いいたします。

〒108-007 東京都港区三田 3-4-10 リーラ ヒジリザカ 7 階 Tel 03-6809-5010 (代表)

目 次

	ページ
序文 (Introduction)	1
1 適用範囲 (Scope)	2
2 用語及び定義	2
3 業務運用	3
4 データフォーマット定義と利用例	4
附属書 A (参考) 国税関係書類電子保存の検索要件	15

まえがき Foreword

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

This standard is copyrighted work protected by copyright laws.

Attention should be drawn to the possibility that a part of this Standard may conflict with a patent right, application for a patent right after opening to the public or utility model right which have technical properties. The Japan Business Machine and Information System Industries Association is not responsible for identifying the patent right, application of a patent right after opening to the public and utility model right which have the technical properties of this kind.

国税関係取引書類の検索用QRデータ規格

QR data standard for searching national tax related transaction documents

序文 (Introduction)

国税関係取引書類は、税法によって帳簿と共に7年間の保存が義務化されている書類で、各企業において保存のための倉庫費用と多くの間接業務を発生させている。EDIなど電子取引の普及が進む昨今でも、日本の商慣習においては、依然として領収書、請求書、納品書といった紙書類での取引が大多数を占めている。さらに取引書類をPDF化し、電子メールに添付して送付するといった新たな電子取引の形態も発生しており、これらの長期保存は各社の経営課題と化している。

一方、政府の規制緩和の一環で電子帳簿保存法により、取引書類のスキナ保存や電子取引データの電子保存が容認されているが、取引日、取引先、取引の事由、金額などの情報ですみやかに検索できることが電子保存の許可要件となっている。ITの特性で紙をスキニングしてイメージ情報として電子化しただけでは検索性は付与できず、またOCRといった文字読み取り技術での判読率には限界があり、この検索性の入力为国税関係書類スキニング制度での電子保存普及を妨げる大きな要因となっている。さらに令和5年にスタートする適格請求書等保存方式（インボイス制度）によって、あらたな取引書類が追加され、インボイス受領者が正確な取引金額と税額を正確にデータ化するための手間が増加する。

しかし、QRはOCRに比較して誤読率が極めて低く、印刷技術および判読技術は広く普及しており、取引書類の受領企業での検索情報取り込みは容易に実装可能である。

そのため、取引書類の発行側が取引内容をQR化し、取引書類に印字して相手に渡すという運用の普及を提案するとともに、読み取ったデータ形式を標準化するためのQR用に汎用データフォーマット規格を提唱する。

National tax-related transaction documents are documents that are required to be kept for 7 years together with books under the tax law, and each company incurs warehousing costs and many indirect operations. Even with the recent spread of electronic transactions such as EDI, the majority of transactions in paper documents such as receipts, invoices, and invoices remain in Japanese business customs. Furthermore, new forms of electronic transactions, such as converting transaction documents into PDF and sending them attached to e-mails, have occurred, and long-term storage of these has become a management issue for each company.

On the other hand, as part of the government's deregulation, the electronic book storage method allows the storage of transaction documents by scanner and the electronic storage of electronic transaction data. It is a requirement for permission for electronic storage to be searchable. Scanning paper based on IT characteristics and digitizing it as image information cannot provide searchability, and there is a limit to the interpretation rate of character reading technology such as OCR. This searchability input is used to scan national tax documents. This is a major factor that hinders the spread of electronic preservation in the system. In addition, a new transaction document is added by the qualifying

invoice storage system (invoice system) starting in Reiwa 5 years, and the invoice recipient has the trouble of accurately converting the correct transaction amount and tax amount into data. Will increase.

QR has a very low misreading rate compared with OCR, printing technology and interpretation technology are widely used, and retrieval information capture at the receiving company of transaction documents can be easily implemented. For this reason, the issuer of the transaction document converts the transaction contents to QR, proposes the spread of operations in which the transaction document is printed on the transaction document and handed over to the other party, and proposes a general-purpose data format standard for QR to standardize the read data format.

1 適用範囲 (Scope)

この規格は、日本の民間企業間の取引における国税関係書類の検索情報を、取引書類の発行側が書類上に QR で表示する際のデータフォーマットについて規定する。書類に印字される QR のサイズ、タイプや印字位置に関しては特に規定をしないものとする。

This standard stipulates the data format used when the transaction document issuer displays the retrieval information of the national tax document in the transaction between Japanese private companies in QR on the document. There are no specific rules regarding the size, type, and print position of QR printed on documents.

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は次による。

2.1 QR

JIS X 0510 で定義されている QR コードとして知られるシンボル体系。

モデル 1, モデル 2, マイクロ QR などのタイプがあり, モデル 2 は次表の容量を表現できる。

文字種	最大データ容量
数字	7 089 字
英数字	4 296 字
バイナリ	2 953 バイト
漢字	1 817 文字

(QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標である。)

2.2 PDF

ISO 32000 で定義されている画像データフォーマット。

2.3 OCR

光学文字認識装置およびソフトウェア。

2.4 CSV

RFC4180 で定義されたカンマ区切りファイルフォーマット。

2.5 電子帳簿保存法

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律。

(平成 10 年法律第 25 号)

2.6 国税関係取引書類

国税庁の電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】問 2 で例示された国税関係書類。

契約書, 領収書, 預り証, 借用証書, 契約の申込書, 請求書, 納品書, 送り状, 輸出証明書, 検収書, 入庫報告書, 貨物受領書, 見積書, 注文書, その他小切手, 約束手形, 有価証券受渡計算書, 社債申込書 など。

2.7 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 7 号）、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成 30 年政令第 135 号）及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 30 年財務省令第 18 号）の規定により、令和 5 年 10 月 1 日から消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式が導入される。

3 業務運用

企業が物やサービスを購入または販売する際に、やり取りする国税関係取引書類に関して税法などが要求する検索情報を、書類の発行側が QR で印字し受領者側の電子的取り込みを効率化する業務運用を提案する。（図 1 参照）。

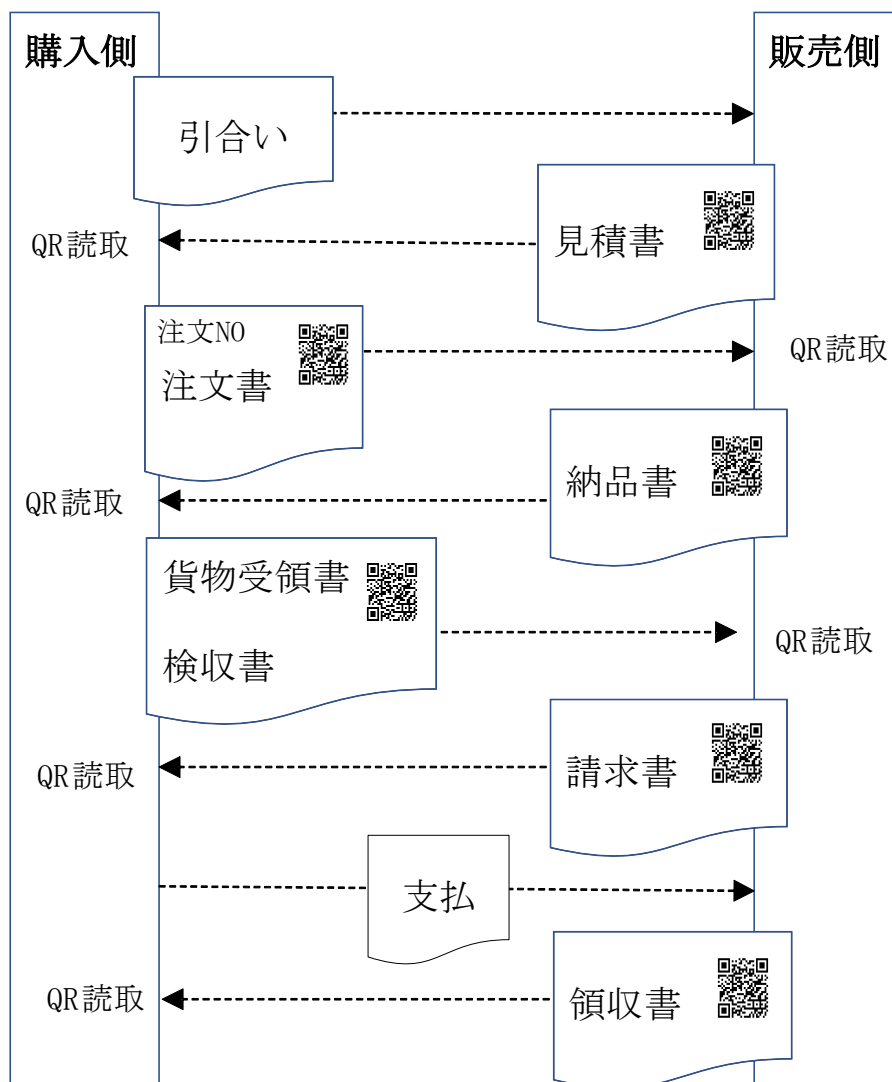


図 1ー企業間取引での国税関係書類のやり取りイメージ

4 データフォーマット定義と利用例

取引先間で、QR による国税関係書類の検索情報の内容を誤認しないようにデータフォーマットを次のように共通化する。

4.1 フォーマット名

「国税関係取引書類検索用 QR JBMA フォーマット」

4.2 データ形式

Shift JIS での CSV フォーマット。

4.3 CSV データ行の内容定義

CSV データの行の内容を次に定義する。

1 件の取引書類で共通する項目である「発行者名」，「取引日」などは，受領する側が取引明細の検索情報を生成するときの利便性を考慮し，明細行すべてに情報を持たせる。（表 1 参照）。

表 1ー取引書類検索用 QR JBIMIA フォーマットの内容

CSV 行の終わりは改行

列順	列項目 ※は必須	目安の長さ (文字)	「選択肢」およびデータタイプ。 データ無は null (空白) とする。	備考
1	識別子 ※	5	「jbmia」	JBIMIA フォーマットと他用途 QR の表現 内容とを識別する為、CSV 全行で固定。
2	取引書類種 ※	6	「契約書」「領収書」「預り証」「借 用証書」「契約の申込書」「請求書」 「納品書」「送り状」「輸出証明書」 「検収書」「入庫報告書」「貨物受領 書」「見積書」「注文書」「その他」	「小切手」「約束手形」「有価証券受渡 計算書」「社債申込書」 などの書類種は対象外とする。 明細がある場合 CSV 全行に表記。 電子帳簿保存法一問一答参照。
3	受領者名 ※	20	文字	書類の受領者会社名。 明細がある場合 CSV 全行に表記。
4	発行者名 ※	20	文字	書類の発行者会社名。 明細がある場合 CSV 全行に表記。
5	取引日 ※	8	YYYYMMDD 形式	取引日を西暦表記。 明細がある場合 CSV 全行に表記。
6	注文番号	20	文字	注文者が発行し受注者はそれを継承。 契約書、注文書、請求書、納品書、検収 書、入庫報告書、貨物受領書 で利用し 他の書類では「null」。 明細がある場合 CSV 全行に表記。
7	頁 ※	2	整数	3 桁区切りカンマは不可。 取引書類の現在の頁を示す。 明細がある場合 CSV 全行に表記。
8	行番号 ※	3	整数	3 桁区切りカンマは不可。 合計だけの取引書類では「0」。 明細がある書類では CSV1 行目で「0」と し、CSV2 行目以降は同一取引に表記さ れた通しの明細行番号。
9	品番	13	文字	取引する品およびサービスの品番。
10	取引品名 ※	40	文字	取引する品およびサービス名。 明細がある書類の CSV1 行目では任意。
11	数量 ※	9	数値	3 桁区切りカンマは不可。 取引する品、サービスの数量。 合計だけの取引書類では「1」。 明細がある書類の CSV1 行目は「1」。
12	税抜金額 ※	13	数値	小計額。3 桁区切りカンマは不可。 マイナス可。
13	税率% ※	3	数値	3 桁区切りカンマは不可。 %を表す数値。 複数税率を含む合計だけの取引書類では 「null」。 複数税率を含む明細がある書類の CSV1 行目は「null」。
14	税額 ※	13	数値	小計額。3 桁区切りカンマは不可。 マイナス可。1 円未満切上げか切下げ。
15	税込金額 ※	13	数値	3 桁区切りカンマは不可。 マイナス可。
16	登録番号	14	文字	適格請求書にて要求される書類発行者の 登録番号。 明細がある場合 CSV 全行に表記。
17	取引内容 ※	8	「通常」「軽減」	適格請求書にて軽減税率対象か明細で入 力。
以降	任意	任意	任意	QR の情報量の範囲で追加可。 予備項目。

4.3.1 合計金額のみの取引書類の場合

領収書など取引合計のみの書類は CSV1 行で取引書類の検索情報を表記する。(表 2 参照)。

表 2—合計金額のみの QR 内容

識別子	取引書類種	受領者名	発行者名	取引日	注文番号	頁	行番号	品番	取引品名	数量	税抜金額	税率%	税額	税込金額	登録番号	取引内容
CSV1 行で取引書類の検索情報を表記する。																

4.3.2 領収書のデータ例

表 2 に沿った領収書の検索データ例を次に示す。

jbmia, 領収書, ○○株式会社, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, 20191020,,1,0,,ガイド書籍, 1,2000,10,200,2200,T8010405010552,通常

4.3.3 領収書の QR 変換印字例

4.3.2 のデータを QR 変換印字した例を図 2 に示す。



図 2—領収書の QR

4.3.4 領収書への印字例

領収書発行者が 4.3.2 の検索情報を 4.3.3 の QR に印字した例を図 3 に示す。

領 収 証 2019年10月20日	
〇〇株式会社 様	
¥ 2,200	
上記正に領収いたしました。	
内訳 ガイド書籍 1冊 税抜金額 ¥2,000 消費税額等 (10%) ¥ 200	〒108-0073 東京都港区三田3-4-10 リーラ ヒジリザカ7階 Tel 03-6809-5010 (代表) 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 登録番号 T8010405010552



図 3—領収書

4.3.5 複数取引明細がある取引書類の場合

注文書、請求書など複数取引明細がある取引書類では CSV の 1 行目で明細合計の金額を示し、CSV の 2 行以降で明細の内容を表現する。(表 3 参照)。

表 3—複数取引明細がある場合の QR 内容

識別子	取引書類種	受領者名	発行者名	取引日	注文番号	頁	行番号	品番	取引品名	数量	税抜金額	税率%	税額	税込金額	登録番号	取引内容
CSV1 行目で取引書類の明細合計情報を表記する。頁は「1」																
取引明細情報																
取引明細情報																
取引明細情報																
同上																

4.3.6 複数明細行がある注文書のデータ例

表 3 に沿った注文書の検索データ例を次に示す。() 内は説明。

jbmia,注文書,DMS 田町文具株式会社,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,20191020,1910001,1,0,,,6840,,638,7478,T8010405010552,, (注文書合計の情報)

jbmia,注文書,DMS 田町文具株式会社,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,20191020,1910001,1,1,793187400267,ノート,10,1000,10,100,1100,T8010405010552,通常,, (明細 1 の情報)

jbmia,注文書,DMS 田町文具株式会社,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,20191020,1910001,1,2,5112788147053,ボールペン,25,2500,10,250,2750,T8010405010552,通常,, (明細 2 の情報)

jbmia,注文書,DMS 田町文具株式会社,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,20191020,1910001,1,3,4964833312012,ビニルテープ,3,240,10,24,264,T8010405010552,通常,, (明細 3 の情報)

jbmia,注文書,DMS 田町文具株式会社,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,20191020,1910001,1,4,6912009046245,マーカーペン,3,300,10,30,330,T8010405010552,通常,, (明細 4 の情報)

jbmia,注文書,DMS 田町文具株式会社,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,20191020,1910001,1,5,4901991651096,スティックのり,10,500,10,50,550,T8010405010552,通常,, (明細 5 の情報)

jbmia,注文書,DMS 田町文具株式会社,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,20191020,1910001,1,6,4976501105185,飲料水,3,300,8,24,324,T8010405010552,軽減,, (明細 6 の情報)

jbmia,注文書,DMS 田町文具株式会社,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,20191020,1910001,1,7,4937922990224,茶葉,5,2000,8,160,2160,T8010405010552,軽減,, (明細 7 の情報)

4.3.7 注文書の QR 変換印字例

4.3.6 のデータを QR 変換印字した例を図 4 に示す。

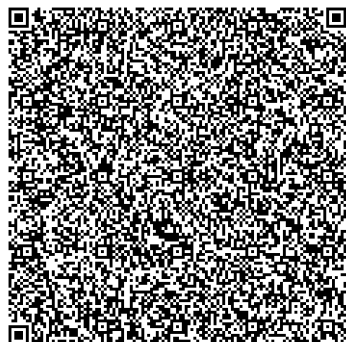


図 4－注文書での QR 印字例

4.3.8 注文書への印字例

注文書発行者が 4.3.6 の検索情報を 4.3.7 の QR にして印字した例を図 5 に示す。

発行日		2019年10月20日				
注文No		1910001				

注文書

DMS田町文具株式会社 御中

下記商品を注文いたします。
手配をよろしくお願いいたします。

一般社団法人
ビジネス機械・情報システム産業協会
東京都港区三田 3-4-10
TEL 03-6809-5010
登録No T8010405010552

品番	品名	数量	金額	税率%	税額	税込
0793187400267	ノート	10	1,000	10	100	1,100
5112788147053	ボールペン	25	2,500	10	250	2,750
4964833312012	ビニルテープ	3	240	10	24	264
6912009046245	マーカーペン	3	300	10	30	330
4901991651096	スティックのり	10	500	10	50	550
4976501105185	飲料水	3	300	8	24	324 *
4937922990224	茶葉	5	2,000	8	160	2,160 *
合計			6,840		638	7,478

*は軽減対象

希望納期 2019年10月30日
納品先 別途指定場所
支払い条件 従来通り

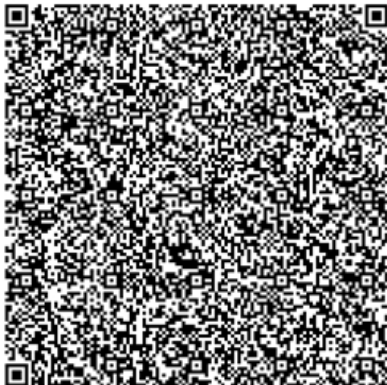


図 5—注文書

4.3.9 複数取引明細があり 1 つの QR で取引明細が表現しきれない場合

注文書、請求書など複数取引明細がある取引書類では CSV の 1 行目で該当取引書類の全明細合計の金額を表記し、CSV の 2 行以降で明細の内容を表記する。データ量の制限にて、1 つの QR で取引明細を表記しきれない場合は、取引書類を複数枚で表記しそれぞれに QR を付与する。

2 枚目以降頁の QR も CSV の 1 行目で該当取引書類の全明細合計の金額を表記する。（表 4 及び表 5 参照。）

表 4—複数取引明細がある場合の 1 枚目の QR 内容

識別子	取引書類種	受領者名	発行者名	取引日	注文番号	頁	行番号	品番	取引品名	数量	税抜金額	税率%	税額	税込金額	登録番号	取引内容
CSV1 行目で取引書類の明細合計情報を表記する。頁は「1」																
取引明細情報																
取引明細情報																
取引明細情報																
同上																

表 5—複数取引明細がある場合の 2 枚目以降の QR 内容

識別子	取引書類種	受領者名	発行者名	取引日	注文番号	頁	行番号	品番	取引品名	数量	税抜金額	税率%	税額	税込金額	登録番号	取引内容
CSV1 行目で取引書類の明細合計情報を表記する。頁は「2 など」。行番号は同一取引に表記された通し番号。																
取引明細情報																
取引明細情報																
取引明細情報																
同上																

4.3.10 1 つの QR で明細表示できない複数明細行がある請求書のデータ例

表 4 及び表 5 に沿った請求書の検索データ例を次に示す。（ ）内は説明。

(1 ページ目)

jbmia,請求書,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,DMS 田町文具株式会社,20191020,191002,1,0,,,20820,1964,22784,T0000000000000,, (請求書合計の情報)

jbmia,請求書,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,DMS 田町文具株式会社,20191020,1910002,1,1,0793187400267,ノート A4,10,1200,10,120,1320,T00000000000000,通常 (明細 1 の情報)

jbmia,請求書,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,DMS 田町文具株式会社,20191020,1910002,1,2,0793187400268,ノート B5,10,800,10,80,880,T00000000000000,通常 (明細 2 の情報)

jbmia,請求書,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,DMS 田町文具株式会社,20191020,1910002,1,3,0793187400269,ノート A5,10,1000,10,100,1100,T00000000000000,通常 (明細 3 の情報)

jbmia,請求書,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,DMS 田町文具株式会社,20191020,1910002,1,4,793187400265,ノート B4,10,1500,10,150,1650,T00000000000000,通常 (明細 4 の情報)

jbmia,請求書,一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,DMS 田町文具株式会社,20191020,191002,1,5,5112788147053,ボールペン黒,25,2500,10,250,2750,T00000000000000,通常 (明細 5 の情報)

jbmia,請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,DMS 田町文具株式会社,20191020,1910002,1,6,5112788147054,ボールペン赤,25,2500,10,250,2750,T0000000000000,通常 (明細 6 の情報)

jbmia,請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,DMS 田町文具株式会社,20191020,1910002,1,7,5112788147055,ボールペン青,25,2500,10,250,2750,T0000000000000,通常 (明細 7 の情報)

jbmia,請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,DMS 田町文具株式会社,20191020,1910002,1,8,4964833312012,ビニルテープ白,3,240,10,24,264,T0000000000000,通常 (明細 8 の情報)

jbmia,請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,DMS 田町文具株式会社,20191020,1910002,1,9,4964833312013,ビニルテープ黒,3,240,10,24,264,T0000000000000,通常 (明細 9 の情報)

jbmia,請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会,DMS 田町文具株式会社,20191020,1910002,1,10,4964833312014,ビニルテープ黄,3,240,10,24,264,T0000000000000,通常 (明細 10 の情報)

(2 ページ目)

jbmia, 請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, DMS 田町文具株式会社, 20191020,1910002,2,0,,20820,,1964,22784,T0000000000000, , (請求書合計の情報)

jbmia, 請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, DMS 田町文具株式会社, 20191020,1910002,2,11,6912009046245, マーカーペン黒, 3,300,10,30,330,T0000000000000, 通常 (明細 11 の情報)

jbmia, 請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, DMS 田町文具株式会社, 20191020,1910002,2,12,6912009046246, マーカーペン赤, 3,300,10,30,330,T0000000000000, 通常 (明細 12 の情報)

jbmia, 請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, DMS 田町文具株式会社, 20191020,1910002,2,13,6912009046247, マーカーペン青, 3,300,10,30,330,T0000000000000, 通常 (明細 13 の情報)

jbmia, 請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, DMS 田町文具株式会社, 20191020,1910002,2,14,4901991651096, スティックのり大, 10,800,10,80,880,T0000000000000, 通常 (明細 14 の情報)

jbmia, 請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, DMS 田町文具株式会社, 20191020,1910002,2,15,4901991651097, スティックのり小, 10,500,10,50,550,T0000000000000, 通常 (明細 15 の情報)

jbmia, 請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, DMS 田町文具株式会社, 20191020,1910002,2,16,4976501105185, 飲料水 A,3,300,8,24,324,T0000000000000, 軽減 (明細 16 の情報)

jbmia, 請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, DMS 田町文具株式会社, 20191020,1910002,2,17,4976501105186, 飲料水 B,3,300,8,24,324,T0000000000000, 軽減 (明細 17 の情報)

jbmia, 請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, DMS 田町文具株式会社, 20191020,1910002,2,18,4976501105187, 飲料水 C,3,300,8,24,324,T0000000000000, 軽減 (明細 18 の情報)

jbmia, 請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, DMS 田町文具株式会社, 20191020,1910002,2,19,4937922990224, 茶葉大, 5,3000,8,240,3240,T0000000000000, 軽減 (明細 19 の情報)

jbmia, 請求書, 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会, DMS 田町文具株式会社, 20191020,1910002,2,20,4937922990225, 茶葉小, 5,2000,8,160,2160,T0000000000000, 軽減 (明細 20 の情報)

4.3.11 請求書の QR 変換印字例

4.3.10 のデータ 11 行を QR 化した例を図 6 に示す。

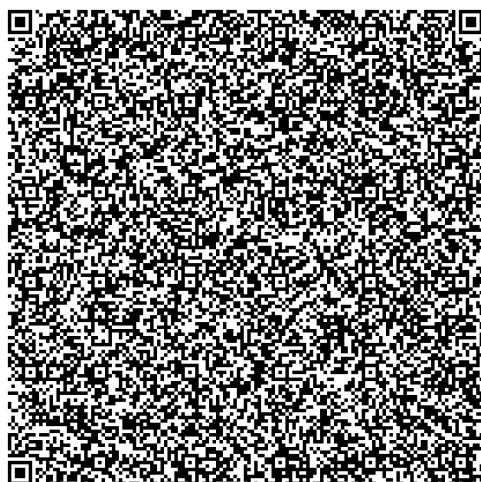


図 6—請求書の QR 印字例 1

4.3.10 のデータ 12 行以降を QR 化した例を図 7 に示す。

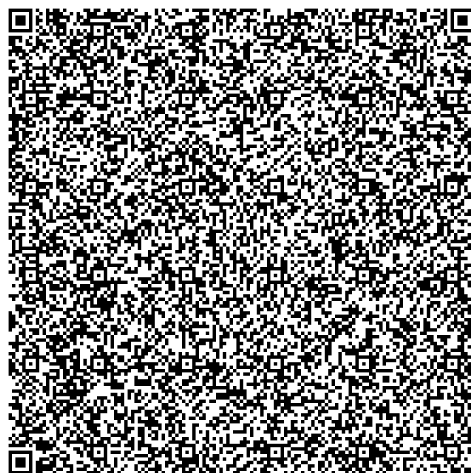


図 7—請求書の QR 印字例 2

4.3.12 請求書への印字例

請求書発行者が 4.3.10 の検索情報を 4.3.11 の QR に印字した例を図 8 及び図 9 に示す。

発行日		2019年10月31日	
請求No		1910002S-1	

請求書

一般社団法人
ビジネス機械・情報システム産業協会 御中

下記請求いたします。
支払いをよろしくお願いいたします。

DMS田町文具株式会社
東京都港区三田 3 - 4 - 5 5 5
TEL 03-1234-5678
登録No T0000000000000

税込合計 22,784円

請求額 20,820円 (10%対象 14,920円 8%対象 5,900円)
消費税 1,964円 (10%対象 1,492円 8%対象 472円)

以下明細

*は軽減対象

行No	品番	品名	数量	金額	税率	税額	税込
1	0793187400267	ノートA4	10	1,200	10	120	1,320
2	0793187400268	ノートB5	10	800	10	80	880
3	0793187400269	ノートA5	10	1,000	10	100	1,100
4	793187400265	ノートB4	10	1,500	10	150	1,650
5	5112788147053	ボールペン黒	25	2,500	10	250	2,750
6	5112788147054	ボールペン赤	25	2,500	10	250	2,750
7	5112788147055	ボールペン青	25	2,500	10	250	2,750
8	4964833312012	ビニルテープ白	3	240	10	24	264
9	4964833312013	ビニルテープ黒	3	240	10	24	264
10	4964833312014	ビニルテープ黄	3	240	10	24	264

明細 2 ページに続く

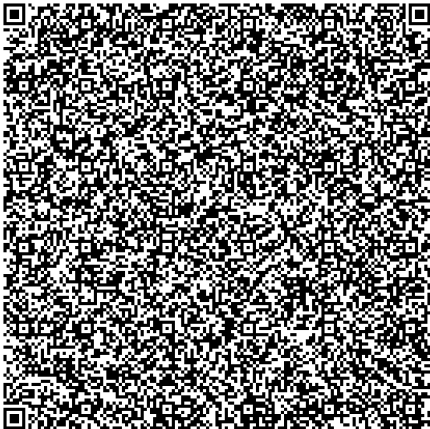


図 8—請求書 1 ページ目

請求明細 2

発行日 2019年10月31日
請求No 1910002S-2

以下明細

*は軽減対象

行No	品番	品名	数量	金額	税率	税額	税込
11	6912009046245	マーカーペン黒	3	300	10	30	330
12	6912009046246	マーカーペン赤	3	300	10	30	330
13	6912009046247	マーカーペン青	3	300	10	30	330
14	4901991651096	スティックのり大	10	800	10	80	880
15	4901991651097	スティックのり小	10	500	10	50	550
16	4976501105185	飲料水A	3	300	8	24	324 *
17	4976501105186	飲料水B	3	300	8	24	324 *
18	4976501105187	飲料水C	3	300	8	24	324 *
19	4937922990224	茶葉大	5	3,000	8	240	3,240 *
20	4937922990225	茶葉小	5	2,000	8	160	2,160 *

以上

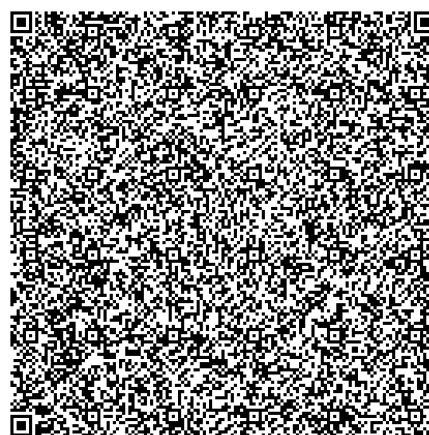


図 9ー請求書 2 ページ目

附属書 A（参考） 国税関係書類電子保存の検索要件

A.1 電子帳簿保存法スキャナ保存検索要件

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則
(平成十年大蔵省令第四十三号) より

第三条 法第四条第一項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

- 二 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係帳簿に関連する国税関係帳簿（以下この号において「関連国税関係帳簿」という。）の記録事項（当該関連国税関係帳簿が、法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該関連国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。
- 四 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。
- 五 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。
 - イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。
 - ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
 - ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること。

A.2 電子帳簿保存法スキャナ保存書類種別検索項目

電子帳簿保存法取扱通達（解説）より

（スキャン保存の検索機能における主要な記録項目）

- 4-39 規則第3条第5講第7号((準用))の規定により読み替えられた同条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日その多の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。

なお、検索は国税関係書類の書類種又は勘定科目別にできることを要することに留意する。

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 領収書 | 領収年月日、領収金額、取引先名称 |
| (2) 請求書 | 請求年月日、請求金額、取引先名称 |
| (3) 納品書 | 納品年月日、品名、取引先名称 |
| (4) 注文書 | 注文年月日、注文金額、取引先名称 |
| (5) 見積書 | 見積年月日、見積金額、取引先名称 |

JBMS－89 国税関係取引書類の検索用QRデータ規格

編集兼

田中 博敏

発行人

発行所 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラ ヒジリザカ 7 階

Tel 03-6809-5010(代表)